村報
筑北
第12号
平成19年9月20日発行

編集　筑北村企画財政課
〒399-7601
長野県東筑摩郡筑北村坂北2187番地
電話　0263-66-2211
FAX　0263-66-3656
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

筑北村の人口

（外国人含む）8月31日現在

総人口	5,833 人
男	2,825 人
女	3,008 人
戸　数	2,038 戸

温泉施設に関するアンケート調査結果

中学生以上の全村民の皆様を対象にした、温泉施設に関するアンケート調査にご協力いただきありがとうございました。

集計の結果、下記のとおりとなりました。皆様からいただいたご意見を温泉施設の今後のために活用させていただきます。

なお、掲載している表は要約されたものです。細かい集計結果・いただいたご意見につきましては、村ホームページか各総合支所村民課窓口にて閲覧ができます。（コピーをご希望の場合は有料となります。）

集計数	4,272/5,310
集計率	80.45%

問1.　あなたの住まいは

本城	坂北	坂井	村全体
1,591	1,566	1,115	4,272

問2.　あなたの年齢・性別は

地区名	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
本城	90	140	152	186	291	267	279	186
坂北	102	160	165	172	273	261	280	153
坂井	72	110	118	127	189	191	195	113
計	264	410	435	485	753	719	754	452

地区名	男	女	合計
本城	737	854	1,591
坂北	761	805	1,566
坂井	523	592	1,115
計	2,021	2,251	4,272

問3.　この1年以内に温泉施設を何回利用しましたか。

	とくら				坂北荘			
	0回	10回以下	20回未満	20回以上	0回	10回以下	20回未満	20回以上
村全体	1,810	1,688	362	412	2,827	1,197	155	93
	42.4%	39.5%	8.5%	9.6%	66.2%	28.0%	3.6%	2.2%
	冠着荘				クアハウス坂井			
	0回	10回以下	20回未満	20回以上	0回	10回以下	20回未満	20回以上
	3,011	917	146	198	3,742	290	48	192
	70.5%	21.5%	3.4%	4.6%	87.6%	6.8%	1.1%	4.5%

問4.　訪れた理由は何ですか。　（複数回答可）

	宿泊	風呂	食事	健康増進	会議	法事	その他
村全体	380	2,391	1,617	327	497	1,060	372
割合	5.7%	36.0%	24.3%	4.9%	7.5%	16.0%	5.6%

問5.　利用の際、旧村の施設を優先的に利用しようと考えますか。

	はい	いいえ
村全体	2,496	1,558
割合	61.57%	38.43%

問6.　温泉施設は福利厚生施設の観点から繰入れを受けてでも経営していくべきだと思いますか。

	はい	いいえ
村全体	1,711	2,317
割合	42.48%	57.52%

問7.　温泉施設は営利事業として運営すべきだと思いますか。

地区	はい	いいえ
村全体	2,762	1,184
割合	69.99%	30.01%

問8.　筑北村に3施設あることについて、どう思いますか。

地区	ちょうどいい	多い	少ない
村全体	2,154	1,891	35
割合	52.79%	46.35%	0.86%

雇用保険法が変わります！

1　雇用保険の受給資格要件が変わります

○これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

○原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】
・短時間労働者以外の一般被保険者⇒6月（各月14日以上）
・短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）⇒12月（各月11日以上）

【新】
雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12月（各月11日以上）**の被保険者期間が必要。
※倒産・解雇等により離職された方（注）は、6月（各月11日以上）が必要。

（注）詳しい条件等は、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

2　育児休業給付の給付率が50％に上がります

○給付率を休業前賃金の40％から50％に引き上げます。

○平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】	休業期間中	30％	＋	職場復帰後6か月	10％
【新】	休業期間中	30％	＋	職場復帰後6か月	20％

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用）。

3　教育訓練給付の要件・内容が変わります

○本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。

○また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。

○いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】
被保険者期間3年以上5年未満　20％（上限10万円）
被保険者期間5年以上　40％（上限20万円）

【新】
被保険者期間**3年**以上　**20％（上限10万円）**
（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）

☆詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

就職面接相談会（安曇野会場）開催

ハローワーク松本と、ハローワーク大町では、現在仕事をお探しの方を対象とした「就職面接相談会（安曇野会場）」を開催いたします。

開催日時
平成19年9月28日（金）
13時30分～16時00分

場　所
安曇野スイス村
サンモリッツ
安曇野市豊科南穂高
3800-1

現在、ハローワークへ求人の申込みをしている企業50社が参加予定です。事前の参加申込みは不要ですので、お気軽にお出かけください。

お問い合わせは、ハローワーク松本（松本公共職業安定所）企画部門℡0263-27-0111（内線49）まで

年金受給者の皆様へ諸手続きのお知らせ

年金を受給されている方で次の事柄に該当される場合は、手続きが必要になります。

◇誕生月が来たとき

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークを活用して、受給者の方々の現況確認を行うこととしたことから、原則としてこれまで毎年必要であった「現況届」の提出は不要となりました。ただし、次の場合は現況届またはその他の手続きが引き続き必要です。

1．住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は「現況届」
2．加給年金を受けられている場合は「生計維持確認届」
3．障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要なとき

※提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の方々へ送付されますので、提出期限までに返送してください。

◇住所や年金の受取場所を変えるとき

年金は、希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払を受ける金融機関、郵便局を変更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。（変更届の用紙は役場住民課・各支所村民課にもあります。）
この届が提出されないと、年金の支払額をお支払する通知が届かなかったり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられないことがあります。
また、支払機関を銀行などの金融機関に変更する場合は、その金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。

◇年金証書をなくしたとき

「年金証書」を汚したり、紛失したときは、「年金証書再交付申請書」を最寄りの社会保険事務所に提出して、「年金証書」の再交付を受けてください。
「年金証書」は年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

◇氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」（氏名変更届）を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

その際、「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるか、または「氏名変更届」に戸籍の抄本か住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。

なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには、市区町村長の証明は必要ありません。

以上の手続きについて、詳しくは、松本社会保険事務所（☎32-5821）または役場住民課国民年金担当までご連絡ください。

平成20年4月から

高齢者の医療制度が新しく変わります

●平成20年4月1日から、75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人は全員、「後期高齢者医療制度」という新しい制度で医療を受けることになります。
●「後期高齢者医療制度」とは、75歳以上の人の心身の特性や生活の実態等を踏まえ、新しく創設された医療制度です。
●これまでの老人保健制度と異なりますので、十分にご注意ください。

●対象となる人は？
・75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は全員、後期高齢者医療制度の対象（被保険者）となります。

●保険証は？
・後期高齢者医療制度独自の新しい保険証が、1人1枚ずつ交付されます。

●受けられる給付は？
・現行の老人保健制度で受けられる給付と同じです。

●保険料は？
・健康組合の被扶養者だった人も含めて、対象者（被保険者）全員が納めます。
納付の方法は、原則として年金から天引きされます。

●医療費の窓口負担は？
・一般の人は1割、高所得者の方は3割で、現行の老人保健制度と同じです。

●運営主体は？
・都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する「後期高齢者広域連合」が運営します。
ただし、保険料の徴収や窓口業務などは、筑北村が行ないます。

10月1日より国民健康保険被保険者証が更新されます。20年4月からの医療制度改正により、現行65歳以上の国民健康保険退職者被保険者証にお入りの方は、4月1日より一般の被保険者に切り替わります。該当される方は3月下旬に新しい保険証を再発送いたしますのでお願いします。

なお、新しい保険証は9月末に郵送にて発送いたします。今お使いの保険証は回収いたしませんので、新しい保険証が届きましたら破棄していただきますようお願いします。

◇問い合せ先　住民課　66-2111

あなたを必要としている子どもがいます
～里親募集について～

親の病気、離婚その他いろいろな事情により家庭で生活できない子どもがいます。このような子どもたちについて、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に養育をお願いする制度が里親制度です。

里親の種類は、四種類あり、それぞれ養育をお願いする期間が数日間から数年となっています。

子どもの養育費には、公費が支給されます。

また、児童福祉施設に入所している子どもを週末や正月などに受け入れるホストファミリーも募集しています。

詳しくは、県庁こども・家庭福祉課（☎026-235-7099）または、松本児童相談所（☎91-3370）までお問い合わせください。

裁判所等主催 無料法律等相談所開設について

10月1日からの「法の日」週間に無料で法律・人権・調停及び公証についての相談所を開設します。

金銭・土地・交通事故等の問題、離婚・扶養・相続等家庭内のもめ事、差別、いじめ等の人権問題などでお困りの方は、お気軽にご利用ください。（秘密厳守）

○主催
裁判所、検察庁、弁護士会
法務局、公証役場
調停委員協会

○日時及び場所
平成19年10月4日（木）
午前10時から午後4時まで
長野地方裁判所松本支部

○問い合せ先
「法の日」週間実施委員会
（裁判所☎32-3043）

長野県司法書士会主催 無料法律相談開催について

10月1日の「法の日」に合わせ長野県司法書士会では、司法書士無料法律相談を実施します。お気軽にお出掛けください。秘密は厳守いたします。

○各地区開催日時及び場所
・坂井地区　坂井公民館
平成19年10月1日（月）
10時～12時
・本城地区　農事研修室
平成19年10月2日（火）
14時～16時
・坂北地区　福祉センター
平成19年10月10日（水）
14時～16時

相談内容
・不動産の登記、裁判所への提出書類、サラ金等多重債務、相続、不動産の売買・贈与等、悪徳商法被害、その他

相談は予約制です。受付期間は、平成19年9月20日～相談日前日、午後4時までです。ご予約は各支所村民課か総務課までどうぞ。

特設行政相談所の開設について

特設行政相談所を開設します。国や県、村などが行っている仕事に関する苦情や意見・要望を行政相談委員がお聞きしますので、お気軽にお出かけ下さい。

○開催日及び場所
平成19年10月23日（火）
9時～12時
坂北総合福祉センター
第1会議室

○問い合わせ先
総務課（66-2211）

松本税務署の窓口変更のお知らせ

松本税務署では、平成19年9月18日（火）から、従来各階にあった業務窓口を集約し、庁舎1階の事務室で、申告書・届出書の提出、各種申請・手続、税金の納付、納税証明の発行や各税の相談を受け付けておりますので、税務署をご利用の際には、お間違えのないようお願い致します。

なお、今後とも納税者の皆様の利便性の向上や事務処理の効率化に努めてまいりますので、引き続き、税務行政へのご理解とご協力をお願い致します。

○松本税務署☎32-2790㈹

筑北村議会だより

第11号

平成19年9月20日発行

編集　筑北村議会だより編集委員
〒399-7601
長野県東筑摩郡筑北村坂北2187番地
電話　0263-66-2211
FAX　0263-66-3656
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

本会議の映像はインターネットの筑北村ホームページから御覧になれます。

平成19年6月 定例議会

一般質問

6月21日に7人の議員が一般質問を行いました。

一般質問要旨

柳澤　忠　議員
1　西条駅前舗装修繕について
2　てんぷら廃油回収計画の進歩状況について
3　草刈りボランティアに対する行政の支援体制について
4　全国へのPRを兼ねたNHK公開番組招致について
5　4時間余の停電　今後への対策について

山崎　日出男　議員
1　麻績村との合併は最大の行政改革について
2　冠着荘入湯料200円とクアハウスの経営について

山田　一憲　議員
1　温暖化防止対策への取り組みについて（できることから始めたい）

久保田　義信　議員
1　集落応援職員の設置について

前山　健治　議員
1　地籍調査の今後の村の考え方について
2　集落排水、合併浄化槽の宅内のつなぎ込みの状況について

山崎　好弘　議員
1　筑北村地域防災計画について
2　村有施設の耐震強度について
3　遊具施設の修理と安全対策について

宮澤　信雄　議員
1　国政に対する所感について
2　環境行政について

西条駅前舗装の修繕

柳澤　忠議員

質問　冠着駅、西条駅の整備が遅れている。特に西条駅広場の路面が波打っており、ひび割れも多くある。駐輪場入り口も段差があり、お年寄りが危険を感じている。駅利用者からも不満の声が出ている。全般に見て早期修繕が必要と思われる。JRと協議し早期修繕を望む。

村長　西条駅前の舗装修繕について、JRから危険箇所があれば立会いをして危険箇所の舗装を検討すると回答があったので早急に計画する。

てんぷら廃油の回収計画

質問　昨年てんぷら廃油回収について提案した。リサイクル事業として調査研究し進めていくと答弁した。山ぼうしがてんぷら廃油を回収して精製すると報じられた。山ぼうしの横路所長は、筑北村にもぜひ協力してほしいと話している。筑北村としての現在の計画を伺いたい。

村長　筑北村各地区のゴミ収集場所にてんぷら廃油回収ボックスを置き山ぼうしと契約して住民の協力を頂き、月一回収集する計画になっているのでチラシ等で周知徹底を図っていく。

草刈ボランティアに対する行政の支援体制

質問　草刈ボランティアに対する村の支援体制の基準が分らない。山間部の村道の管理は、おてんま、あるいは個人が長い距離の草刈りをしているのが実情だ。こうした草刈りボランティアに対して行政として、一定の支援基準を設けては如何か。それによって住民

もさらにボランティア意識が高まると思うが村長の考えをお聞きしたい。

村長　山間部の長い所は賃金で対応している。対応できない地域について、草刈り機の刃、燃料の支給について検討しなければならないと考えているので、課内、課長会議で検討したいのでしばらく時間を頂きたい。

全国へのPRを兼ねたNHK公開番組の招致

質問　NHKは視聴者とのふれあいを大切にしており地域に出向き、ラジオ、テレビの公開番組を無料で行い、全国に放送し地域の活性化に勤めている。夏の全国巡回ラジオ体操もその一環で、幸い近隣村では行われていないので、地域性を見ても早く筑北村に招致したらどうか。

村長　村のPRについて今回の提案を参考にして検討したいと考えている。

4時間の停電で今後の対応

質問　坂北西部で4時間の停電があった。夕食も食べられず朝を迎えた住民が多数いた。坂北荘のお客にも多大な迷惑をかけた。村の温泉施設の非常用発電機の常設も必要だ。行政としてこの教訓をどのように生かすか。

村長　災害マニュアルに停電時の職員の配備体制が記載されていなかったので今後のマニュアルに取り入れる。発電機についてはお客様に迷惑のかからない対応をするため検討の余地があると考えている。

質問　防災無線の故障も有ったがこの二件とも住民に詳細が知らされなかった。広報車による住民への情報伝達の仕方も含め住民の立場になった防災マニュアルの作成を提案するものです。

麻績村との合併は最大の行財政改革

山﨑日出男議員

質問　合併して1年数ヶ月経過の中で三村合併とは何であったかが問われている。多くの村民から「いい事は何もない、希望が持てない村になってしまった、小廻りがきかない村になってしまった、総合支所方式とは何であったか」等の声が満ちあふれている。更に最初から合併協議会の役員として参画された方の中でも「あれはもうちょっと考えれば良かったな」と言っている。合併を推進する立場の国も最初から、合併はアメとムチの政策だと言っていた。承知の様に私も数少ない自立派の議員であったが、この村に生れ最初に赴任した村の農業共済組合やその後組合が村に移譲し職員としてお世話になった長い役場経験からして、この様になる事を予想していた。しかし今、それを懐古しても旧村には後戻りは出来ない。従って合併の弊害を取り除く為の努力をしなくてはと考えている。村長は毎日坂井から麻績村を通り越して御苦労されている。この合併の矛盾を誰よりも感じていなければいけない筈と思うが、幸い途中から合併離脱の麻績村でも合併推進派の村長が当選した。麻績村との合併をどの様に考えているか。

村長　麻績村との合併は最大の行財政改革という質問だが（国の合併推進のもと筑北四村による合併協議会の立上げ、議員、住民説明会、途中麻績村の離脱、その後三村合併の取り組により筑北村が発足に至った詳細な経過説明あり）山﨑議員の指摘の通り麻績村では合併を推進する村長が当選したが村内には自立の考えの人もいる。合併は住民の総意で進めるべきで機運が高まってこない限り前進はない。私は常々筑北は一つと申し上げている。相談があればいつでも議員、村民のみなさんと相談して進めて参りたい。

質問　一番問題だったのは庁舎問題で、だから今の様な総合支所方式だ。本庁は結局坂北に持ってきたが、福祉、上下水道は本城。建設、産業は坂井。教育は坂井。公民館は旧村単位だが中央公民館は坂井。各総合支所に各々窓口は置いているが最終的に住民要望は担当の総合支所でないと果せず不都合だ。職員数の割には専門化されず腰を据えて取り組む様な体制にはなっていない。今、課題となり教育委員会等で検討が加えられようとしている学校統合の問題他諸々（温泉、情報通信基盤整備、交通関係等々）この様に考えると今の総合支所方式は人数を最小限に抑えて、ほんの窓口だけとし、場所的にもスペース面でも大体クリアー出来る麻績というものでしょう。勿論、交通面では十分な体制は必要だが、一日も早く合併して無駄を省き予算を効率的に使い村民福祉に廻すことが必要と考える。役場経験の長い先輩も問題は種々あるが小異を残して大同につかなければいけないと、アドバイスしてくれている。この点、もし村長がこの立場に立てないとしたらいつになったら合併できるかわからない。

温暖化防止対策の取り組みについて（できることから始めたい）

山田一憲議員

質問　地球温暖化が加速している。IPCCにより科学的に環境の深刻な事態が報告され、今後の社会がめざす目標と費用の選択肢が示されている。基礎的自治体としてどう対処していくか取り組みについて尋ねたい。

　最初に温暖化防止対策への組織体制についてはどうか。

村長　市町村レベルの地域協議会があり、実施計画を策定、公表することになっているが本村では未策定である。県からは未策定の町村への取り組み依頼があり、筑北村としても「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、実施計画や地域推進計画の策定、また活動推進員の選任を早急に実施して、啓発活動を含め、できることから防止活動を実践していきたいと考えている。なお県内の策定状況は現在、20町村、一部事務組合で6団体であり、活動推進委員は247人となっている。

質問　身近な問題として捕え難いと感じている人も多いが、

イ、公用車へ低公害車の導入
ロ、太陽光発電装置の推奨
ハ、バイオマス戦略の推進
ニ、森林整備
ホ、ゴミ減量の推進

についてはどうか。

村長　筑北村には70台の公用車がある。リース契約者を除き、村で所有している車は53台ある。いかに環境に優しいものに変えていくか、車両の適正な配置を検討しながら、車両の入替を行うが、低公害車の導入を今後用途に応じて計画したい。

　太陽光発電装置の奨励についての補助金制度設置の計画は今のところないが、今後県下各市町村の動向を見ながら検討したい。県下では21自治体、13市3町5村が支援対応をしている。

　バイオマスについては温暖化対策と環境型社会の形成に向け環境負荷の小さなエネルギーの導入を積極的に取り組みたい。特にペレットストーブについては、木質バイオマスエネルギーの導入と展示効果を兼ね、公共施設のロビー等への導入設置を考えていきたい。

　森林整備の関係は、国・県の補助事業で実施した資源については村単独で1割の補助金のかさ上げをしており、全体の事業量の約7割の補助になる。補助対象にならないものについては村独自の対策を検討したい。

　家庭からの生ゴミについては可燃物で処理をしているが、ゴミの40％を占めている。村では生ゴミの自家処理の推進を図り補助金を交付している。本村のゴミ処理機の補助台数は389台となっている。購入額の2分の1、限度額は5万円である。

質問　温暖化が進行している現在、意識改革が必要であり、今後数十年の行動が大切。筑北村として未来にどんな発信をし対処していくべきと考えるか。

村長　村として実効性のある、身近な家庭でもできる取り組みを促進していきたい。実態を把握しながら目標年度を設定した対応が必要。将来を担う次世代の人々のため、今後の取り組みに村民の理解と協力がどうしても必要であり、村としてもいかにして村民に訴え理解してもらうか取り組んでいきたい。

集落応援職員の設置について

久保田義信議員

質問　村づくり理念の第1次総合計画の実現のためには、住民の理解と協力が大前提です。

　地域住民には、古から培われた風土、伝統があり、地域全体で取り組む貴重な精神があります。住民と地域を結ぶ仕掛け人また、来年度目途の集落再編をスムーズに移行するため、集落（区）担当職員を設置する考えは如何か。

村長　地区組織の編成は、6月定例村議会後に、村で提案している想定の区ごとに、地区の役員、連絡員、区長、分館長、議員の方々と懇談会、会議を計画している。会議によりさまざまな意見、改善点等を明確にして地区の編成に生かす考えである。現状を正しく把握し、地域住民の皆さんの意向に沿った地区の編成をと考えている。

担当職員の配置の関係は、今回の地区組織の構築により、地区組織の役割分担が明確になり、地区と行政との連携を強化し、協働の村づくりを推進していきたいと考えている。

集落との行政上の事業、会議等は要請があれば積極的に職員を出席させ、地域要望また、地域課題の把握と対応できるよう、所管課と村民課との連携を図り、住みよい村づくりを進めたいと考えている。

職員を集落に配置することは、個々の職員の能力、また職員の格差云々が必ず出てくること等を考慮し、現在の各支所、村民課を設置してあるので、村民課を窓口として、区長、常会長と緊密な連携をとり、一人の職員のみでなく、話し合いに関する職員を派遣して進めたいと考えている。

質問　現在各集落から役場にお勤めになっている、職員の方々が出身集落を担当し、「小さな寄り合い自治」を推進することを提案する。最も身近な、おらが村の自治であり、行事に参加し住民とひざを交えて語る。協働とは、成り立ちも手法も異なる者同志が、平等な位置関係の中で同じ目的のために働くこと、行政と住民との橋渡しの職員配置を考える。如何か。

村長　行政と住民が一丸となった行政を進めていくことが、一番の根本であると考える。

現在の支所長が中心となり住民との橋渡しをすることが今の現状からいって一番大切である。職員の格差、環境を考えるときに、全体的に相談や、要望があれば支所を窓口に、担当課と充分協議調整し対応を考え万全を期す。

質問　村民は合併したことにより、何かが変わるという期待感を持っている。

第1次筑北村総合計画・筑北村生涯学習基本構想も作成された。一つひとつ物事を築いて成功させる時期であり、行政・住民ともどもきらりと光る村、筑北らしさを喚起することを要望する。

地籍調査の今後の村の考え方について

前山健治議員

質問　旧坂北村では平成9年度から始めていると聞いているが、筑北村としてはこれからの計画はどのようになっているか。予算的にはどの位かかるのか今の村の認識についてお聞きしたい。

村長　現在の公図の多くは明治時代の地図であり測量技術も低く土地の形状や面積が現状と異なっている。筑北村は坂北で実施している地籍調査事業は山林を除いて宅地農地を中心に平成9年から始まっている。今のところ村単事業ではお金がなく、本城・坂井地域の事業着手については調査のめどが立ったときにと考える。

質問　公平な固定資産税を徴収するという意味でも基本的なものは早くやる必要性があると思う。もう一度担当なりから前向きな答弁を願いたい。

坂北村民課長　国の補助枠が決まっており、県の枠も決っている。補助金をなるべく多くとって広い地域をやっていく体制で進めていきたいと考えている。

質問　財産管理で固定資産税の宅地について公平な負担率で集めているのか伺いたい。

総務課長　土地台帳に基づき課税している。旧村でやってきた航空写真に基づいて調整し課税している。今、事業の中で20年度までに、しっかりしたものをつくっていきたいと思っている。

集落排水・合併浄化槽の宅内つなぎ込み状況について

質問　坂井地区、本城地区においては集落排水、一部合併浄化槽、坂北地区においては、合併浄化槽で対応しているが、地区ごとにつなぎ込みの状況をお聞きしたい。又合併浄化槽については21年度以降についての対応についてもお願いしたい。

村長　宅内のつなぎ込み状況は、集落排水事業では供用率は80％、合併浄化槽の整備事業では、供用率は58％です。管理費については、集落排水事業で３１６０万円余りで、使用料収入が３６４０万円です。合併浄化槽については管理費が２０００万円、使用料収入１７７０万円、一般会計より２３０万円ほど出している状況です。

上下水道課長　坂北地区については、７６５戸のうち４５４戸が設置済となっている。今まで事業を進める中で集排関係については3年位で接続するようお願いしている。合併浄化槽については21年度までに設置をお願いしてきている。

質問　合併浄化槽は21年度で補助事業をなくすのか、21年度以降について伺いたい。

村長　補助絡みの事業であり、あと2年あるが、村に財政的な余裕もないので、できれば21年度でこの事業を終りたいと考えている。

筑北村地域防災計画について

山﨑好弘議員

質問　地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、村、関係機関、住民がその全機能を発揮し、相互に有機的関連をもって、筑北村の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とすると私は理解している。昨年7月の豪雨災害もあり、今後の筑北村の地域防災計画の進め方について村長に伺う。

村長　筑北村の地域防災計画については、合併により新たに筑北村地域防災計画策定業務を委託し、現在進めている。地域防災組織については、災害時には個人や、家庭の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もあるので、隣近所の人達が集まって、お互に協力しあいながら防災計画に取り組む必要がある。自分達の地域、隣人を守るための組織として、自主防災組織を各地区の区又は、常会を対象にモデル地区を設立していただくために、麻績消防署と連携し、平成18年度の区長会、連絡員会議で説明し、組織の設立をお願いしてきた。本城地区の西条上三では、自主防災組織を立ち上げていただいた。引き続き他の地域での組織の立ち上げをお願いしていく。保健福祉課においては、民生委員、消防団員の協力を得て、地域の支え合いマップの作成に向け、学習会を開催し準備をしている。防災マップ、避難場所の村民への徹底については、筑北村の地域防災計画を現在策定中であり、各家庭には、見やすく又、簡略的なものを計画しているので出来次第、各家庭に配布し、地域の避難場所を把握していただくよう周知したいと考えている。

村有施設の耐震強度について

質問　県は、先頃過去に行ってきた耐震強度診断の結果、耐震性が不足されているとの結果を示された。県有施設の30施設の中の74棟について初めて施設名と、耐震強度について数値で公表している。その中で市町村が、災害時避難場所に指定している施設が多いとの事である。当村の公共施設の耐震強度診断の実施状況と、今後の進め方について伺う。

村長　村の所有している公共施設の耐震診断については、平成18年1月26日に施行され、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて対応していく。この法律は、昭和56年5月31日以前に建てられた建物については、用途及び規模に該当する建物は、特定建築物とみなされて耐震診断をし、適合しない建物については、改修を計ることを求められている。村の公共施設で、特定建物として該当する施設は、学校施設、校舎、体育館がある。社会体育館も該当している。役場庁舎については、特定建物ではないが、村の要であるので耐震診断を今後検討していく。現在策定中の筑北村地域防災計画により、新村の避難施設が指定されるので、出来次第避難施設についても、耐震診断を検討していく。

国政に対する所感について

宮澤信雄議員

質問　国政・国会の動きを心配、怒りを持つ国民が非常に多くなっている。国政・国会の動きに対する今の思いを伺いたい。

村長　国民にとって重要な法案が山積みしている。国民の声、議論ももう少し尽してほしい。政治と金の問題は、庶民感覚では考えられない事態だ。政治資金規正法も細かい部分まで規制をきちっ

と設けなければ国民の理解は得られない。年金問題は、国民一人ひとりが老後を生きるための大切な資金、信用される年金制度にしていくか問われている。年金記録の問題をきちんと解明することが第一歩である。環境問題は、特に温暖化の対策である。気温の上昇を抑え、温暖化の被害をとめるため、技術革新や省エネなど一歩ずつ着実に進めていかなくてはいけない。とにかく、暮らし関連を最優先に、国民のための国民の政治を願うものである。

環境行政について

質問　地球温暖化によると言われる自然環境の変化を初め、生活の中でも環境問題が問われている。地域のため、信州のため、地球のため、みずからの生活の中で身近にできるところから環境を守ることが求められている。森林整備としての里山整備の支援について伺いたい。

村長　里山は、放置される農地や雑木林の増加により荒廃が進んでいる。地域の里山に係る住民の保全意識を喚起し活動を発展させていくために、意識啓発に取り組んでいきたい。意欲のある個人、団体を育成することが、里山整備を支援する一番大事な柱になる。里山の森林整備については、整備計画に基づき、補助事業を取り入れ、積極的に取り組んでいきたい。有害鳥獣駆除と里山の関係を真剣に考えていかなければならない。

質問　環境の保全として、環境美化の推進について伺いたい。

村長　環境保全条例に、何人も公共の場所、道路、山林、河川及び空き地等に空き缶やタバコの吸いがら等を捨て、又は廃棄物を不法に投棄しないよう、適切な処理に努めなければならないとある。環境美化運動の推進については春・秋の衛生週間に、地区のごみステーションの清掃、用水、河川、道路側溝等の清掃を依頼しまた、村では職員による環境保全監視員が、月2回の村内パトロールを実施し警戒している。このような活動を続け、環境美化に努めていきたい。環境は一人ひとりの心がけが大事だと思う。花いっぱい運動、花街道については、しばらく時間を頂き検討していきたいと思っている。

質問　省エネルギー、新エネルギーの研究について伺いたい。

村長　庁内での省エネ推進内容は、電気使用量の削減、燃料使用削減の公用車の省エネ、水道使用の節水、用紙の関係では会議資料、報告書等は簡素化を図り、必要最小限のページ数、部数としていく、村民の皆さんにも何らかの形でPRしていきたい。ノーマイカーデーについては時間をいただき検討させて頂きたい。

※平成19年7月20日発行の議会だよりの中の村内建設関係工事箇所視察の記事は、建設産業委員長　山﨑日出男議員の報告によるものです。

議会日誌

7月	3日	国道403号道路整備側隠期成同盟会陳情
	5日	本城大滝・乱橋草刈り清掃作業
	6日	坂井小学校ピアノ披露と記念演奏会・校内音楽会
	9日	安曇野松筑広域環境施設組合臨時議会
	10日	松本広域連合臨時議会
	11日	大町麻績インター千曲線整備促進期成同盟会総会
		リニア中央エクスプレス建設促進中信地区期成同盟会
	12日	温泉施設運営委員会
	17日	穂高広域施設組合臨時議会
	24日	松塩筑木曽老人福祉異説組合臨時議会
	25日	中央東線超高速化実現期成同盟会総会
		県道真田新田線改良促進期成同盟会総会
	27日	麻績村筑北村学校組合臨時議会
	30日	社会福祉大会実行委員会
8月	1日	各正副委員長研修会
	2日	青木麻績インター新町間同盟会監査
		地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会
	5日	筑北村夏まつり
		プレミア付き筑北村地域商品券発売式
	7日	議会運営委員会
		議会全員協議会
		千曲市「千曲川納涼煙火大会」
	10日	青木・麻績インター新町間県道整備促進期成同盟会総会及び県関係機関への要望
	14日	本城地域ふるさと野球大会
	15日	坂井地区成人式
	17日	東筑摩郡町村議会議長会　議長・事務局長会議
	21日	温泉施設運営委員会
	22日	生坂村との交流会
	23日	民生委員推進委員会
	24日	東筑摩郡副議長会
	27日	ボイス81地域会議
	29日	教育委員・社会文教委員懇談会

ほっとほっと健康だより

第10号

平成19年9月20日発行

編集　筑北村保健福祉課
〒399-7501
長野県東筑摩郡筑北村西条4195
電話　0263-66-2111
FAX　0263-66-3370

「筑北村　障害者相談員設置」のお知らせ

○障害者相談員の役割とは？

社会奉仕の精神に基づき、障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ必要な指導、助言を行うとともに障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者の福祉の増進に資する活動を行います。

○障害者相談員を委嘱しました

障害のある方の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができる者等であって、原則として、障害者本人又はその保護者の方にお願いしました。

○障害者相談員　氏名○

原　彦太郎（坂井地区）
窪田　清弘（本城地区）
峰村　昌府（坂北地区）
草深　芳子（本城地区）
宮下　義幸（坂井地区）
以上5名

○障害種別とは？

障害の種類には、身体障害・知的障害・精神障害の3種類があり、その程度は千差万別です。障害者相談員は多種に渡る全ての相談に対応する事は困難ですが、親身に相談に応じ、必要な助言をし、関係する機関等へ導いてくれますので、お気軽に相談してください。

○その他

障害者相談員は、障害者の人格を尊重し、相談上知り得た事は外部へ漏らす事は決して行いません。援護に関して必要となる機関へ情報の提供を行い問題の解決へ導きます。

○お問い合わせ

役場保健福祉課へお問い合わせください。

TEL　66-2111

離乳食の進め方がかわりました

○離乳の準備について

生後2～3ヶ月頃に薄めた果汁等を与え、母乳以外の味やスプーンに慣れさせるための離乳の準備は必要がなくなりました

母乳は母親の食べたものによりその味は毎回変わります。また、1回の母乳でも飲み始め・途中・飲み終わりではその味が変化していきます。母乳そのものが、色々な味を体験できる離乳の準備となります。粉ミルクを飲んでいる赤ちゃんも、離乳食は基本的に食品の種類は1種類ずつ薄味から開始していくので、離乳食を進めていく過程が色々な味の体験になります。また、生後4ヶ月頃までは、生まれつき持っている哺乳反射があるため、口の中に入ってきたものは、反射的に口の外へ押し出してしまいます。生後5ヶ月頃から、その反射がだんだん無くなっていき、スプーンが口の中に入る事も受け入れられていくので、スプーン等の使用は離乳食が始まってからでも遅くはありません。

○離乳の開始時期について

今までは…5ヶ月になった頃

⇩

これからは…5～6ヶ月頃

○離乳の完了時期について

今までは…12ヶ月～15ヶ月頃

⇩

これからは…12ヶ月～18ヶ月頃

この時期にはまだ奥歯は生えていないので、噛み潰したりする事はできません。しかしある程度のものは飲み込んでしまう事ができるので、丸飲みの原因になります。また、奥歯が完全に生え揃うのは2歳半から3歳半頃ですが、噛む力は大人の半分しかありま

せん。丸飲みする事は早食いになりやすいので、その結果肥満にもつながります。

このような事からも、小学生になる位までは、噛む力に応じて調理方法や食品の切り方などを考慮していきましょう。

一人一人、離乳食の進み具合は違います。あまり量などにとらわれ過ぎず、目の前にいる子の成長を見ながら、進めていきましょう。

詳しい内容等は保健福祉課栄養士におたずねください。

表１　離乳食の進め方の目安

初期・中期・後期の区別がなくなりました。

	離乳の開始 → 離乳の完了			
	生後5,6か月頃	7,8か月頃	9か月から11か月頃	12か月から18か月頃
食べ方の目安	○子どもの様子をみながら、１日１回１さじずつ始める。 ○母乳やミルクは飲みたいだけ与える。	○１日２回食で、食事のリズムをつけていく。 ○いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく。	○食事のリズムを大切に、１日３回食に進めていく。 ○家族一緒に楽しい食卓体験を。	○１日３回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 ○自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める。
〈食事の目安〉調理形態	なめらかに すりつぶした状態	舌で つぶせる固さ	歯ぐきで つぶせる固さ	歯ぐきで 噛める固さ
一回当たりの目安量	つぶしがゆから始める。すりつぶした野菜なども試してみる。慣れてきつぶした豆腐・白身魚などを試してみる。			
Ⅰ 穀類(g)		全がゆ 50～80	全がゆ90～ 軟飯80	軟飯90～ ご飯80
Ⅱ 野菜・果物(g)		20～30	30～40	40～50
Ⅲ 魚(g)		10～15	15	15～20
又は肉(g)		10～15	15	15～20
又は豆腐(g)		30～40	45	50～55
又は卵(個)		卵黄1～ 全卵1/3	全卵1/2	全卵1/2～ 2/3
又は乳製品(g)		50～70	80	100

自分の体は自分でしか守れない！

今後の人生設計をどのように考えていますか。そのためには元気でいることが大切ではありませんか？

筑北村の医療費をみると心筋梗塞や脳梗塞等の、生活習慣病に多額にかかっている事がわかります。（図１）

（図１）平成18年度 1ヶ月200万円以上かかる疾患の状況

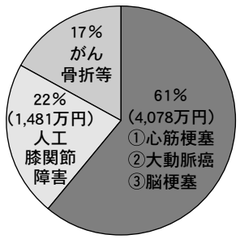

また、介護の状況も脳梗塞で予防できる生活習慣病です。（図２）

（図２）介護度4、5の方の原因疾患

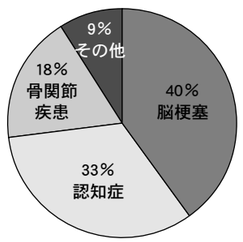

生活習慣病は、10年から20年かけて徐々に血管を傷つけることによって発症します。

血管を傷めている状況は、健診で血液データをみるしかありません。（図３）

（図３）

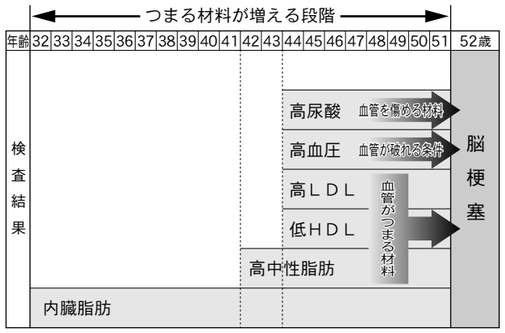

健診の結果では血管を傷つけている要因のある方が、多くいることがわかりました。（表１）

これらの結果をこの段階で改善する事ができれば、数年後の生活習慣病を防ぐことが可能です。

しかし、この生活習慣の改善が、なによりも大変なことです。自分の生活を振り返り、その中から血液データを悪くする要因を探す事から始めなければなりません。

その作業を手伝うことができるのが村の保健師・栄養士です。第８号広報でもお伝えしましたが、来年から健診は義務化されます。（40歳～74歳）

（表１）60歳～64歳男性国保の健診結果

	項　目	割　合
エネルギーの摂り過ぎ	腹　囲	51%
血管を傷つける	HbAIC	51%
	高血圧	54%
血管がつまる	LDLコレステロール	51%

生活習慣病の方を25%減らす事を国は目標に、まず健診を全ての人が受ける必要があると考えています。

自分にとって必要な量

上記の健診では、自分の体の情報を得ることが予防につなげる第一歩でした。

そこで、健診結果から生活や食生活のどこに問題があるかを自らが気づき、調節していくことへとつなげていきます。

まず、私たち保健師、栄養士がターゲットにしたいのは、薬を飲んでどうこうではなく（その方たちを決して見捨てるわけではありません）お腹をひっこめて、病気になる前だからこそ病気へと進まないようにしていくことができる人、こつこつと増やした脂肪をこつこつと減らしていくために、どんな無駄食いをしているのか、どうやって体を動かすかを知ることです。無意識にしていたことを意識することで、自分にできることを考えていきましょう。

そこで、生活習慣予防に有効な体の情報を意識するひとつとして「朝一排尿後の体重」を計ること。それにより、前日の食事内容、時間、活動量などの生活をふりかえることができます。（ちなみにお風呂の前の体重は夕食を思い起こすことしかできないような・・?）仮に前日の食事が多かったようなら、次の日の食事は食べ過ぎが防げるような調節ができるようになればいいわけです。

まずは、ひとりひとりにあった食品の量と頻度を生活の中からさぐり、食事（食品の選択）について栄養士、保健師と一緒に考えていきしょう。

是非お気軽にお声をかけてください。

筑北村 公民館報

第11号

平成19年9月20日発行

〒399-7711
長野県東筑摩郡筑北村坂井5711-1
電話　0263-67-1161
FAX　0263-67-2170

教育委員会から

聖南中アルミ缶回収

筑北村は、村全体のリサイクルに対する意識が高く、新聞によると市町村におけるリサイクル率が全国第2位という実績をもっているということです。このような地域に育つ子どもたちもまた、リサイクルに対する高い意識をもっています。

聖南中学校では生徒会活動の一環として、アルミ缶回収を行っていますが、全校生徒が一つのことに協力して取り組むことで、生徒会への意識を高め、また、アルミ缶回収の収益金を村のデイサービスセンターやユニセフ協会へ寄付するといった、福祉教育への理解を深めることを目的として始められました。

今年6月に行われたアルミ缶回収では、今まで行っていた村内放送だけではなく、回覧板を使って呼びかけをしました。地域の皆様がその呼びかけに応えてくださり、予想以上に集まりました。

集まったアルミ缶は、生徒達が足や道具を使って一つ一つ潰しておりましたが、昨年からは地域の方の応援で、工事用のローラーによる作業もでき、作業が飛躍的にはかどりました。

潰したアルミ缶は松本のアルミ缶回収業者に運び換金してもらい、重量は1・96トン、換金額は14万円ほどになりました。

アルミ缶回収は、生徒会の伝統ある活動として位置づいております。今年度の生徒会の活動テーマは「結(むすぶ)」です。生徒会と地域の皆様とを「結ぶ」活動の一層の充実に向けて、今後もご協力をよろしくお願い申し上げます。

教育委員会だより

心の伝言板⑤敬老・九月
―充実した高齢期を―

国勢調査によると65歳以上が人口に占める割合(高齢化率)はH17年度で20％を超え(本村では33・6％、H18・10現在)調査開始以来最高値となる高齢社会を迎え、高齢者の生き方が一層注目されてきました。

筑北村ではどうでしょうか

昨年実施の「意識調査」の結果から考えてみましょう。

①高齢者はもっと若者の考えを大事にし、昔からのことをあまり主張しないでまかせていくことが大事。(24・3％)

②高齢者は自分の生きがいを持ち、無理の無い地区の仕事も引き受けて充実して生活しているように思える。(38・7％)

③高齢者の人生経験や技術を生かし、ボランティアをしたり地域の人に教えたり、もっと活動して欲しい。(37％)

これらから、高齢者の皆さんが充実した生活をしていると感じている人は多くはありません。子や孫年代ではもっと活躍して欲しいとする期待が高いようです。(20代50％、50代44％)

この調査結果を受け、各地区公民館では高齢者の「生きがいづくり」や「社会参加」に向けた学習の充実に努めています。

一方、高齢化や少子化による介護力不足からでしょうか、全国的に**家族(子どもやその配属者)が虐待を行う**例が増えてきているそうです。

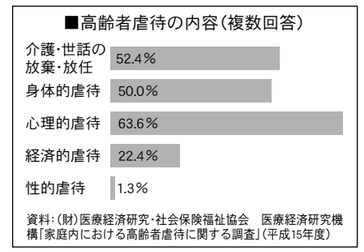

このような虐待に対処するため**『高齢者虐待防止法』**が平成18年4月から施行されています。

加齢に伴う衰えを正しく理解し、高齢者が笑顔あふれる毎日をすごせるような優しい筑北村を実現しましょう。高齢者は長年社会の進歩に貢献し、豊富な知識と経験をもっています。高齢者に敬意を払い、その教えを尊重していきたいものですね。

公民館からお知らせ

分館活動補助金について

本年度は2種類の補助金を各分館へお出しています。

①運営費補助金

地区公民館の運営に必要な日常的な経費を補助するためのもので、会議資料代や光熱水費などに充てます。

(補助限度額は分館の戸数1戸あたり500円で1年に1回の申請になります。)

この補助金の申請は申請書と請求書のみで、地区公民館より戸数と金額が記入されたものが分館長さんへ届けられ、それに必要事項を記入し提出していただきます。

②事業費補助金

分館長さんが分館の活動と認定した事業に対し補助をするもので、研修旅行のバス代・有料道路代などの経費や料理講習会の材料費・講師謝礼、地域の草刈りなど作業奉仕のガソリン代や刈刃代などの経費、地区子ども会運営費などが該当します。

原則として飲食代などは認定できませんが、料理講習会の材料費や茶菓子代は例外とします。

(補助限度額は分館の戸数1戸あたり1000円で、限度額に達するまでは繰り返し申請することができます。)

この事業費補助金は

申請→決定→事業実施→実績報告→請求→交付という流れになりますが、実際には事業を実施しないと申請金額がはっきりしないと思いますので、詳しくはお近くの公民館で相談してください。

また、交付は四半期締め、翌月支払いとなりますので、通常は6月末締め7月払い・9月末締め10月払い・12月末締め1月払い2月末締め3月払いとなります。本年度は要項の決定等第一期が遅れましたので第一期は8月末の支払いをしました。

文化祭について

11月3日(土)4日(日)に開催します。会場は昨年同様、坂北体育館を主に開催します。

日程は芸能発表は3日のみ、展示発表は3・4日の両日の予定です。

クラブや個人で出品を希望される方は、お近くの公民館へ申し込んでください。

体育祭について

本年度の体育祭はそれぞれの地区公民館主催により開催します。

日程・10月14日(日)

時間等の詳細は各公民館より分館長さん方を通じてお知らせします。

中信地区50歳OB野球連盟試合結果

体協OB野球部　差切峡

・松本市長杯　優勝　8月12日

・秋季大会　優勝　9月2日

おめでとうございます!!

東筑摩郡体育祭

8月26日(日)波田町を主会場に開催されました。

筑北村からは

・軟式野球

・ソフトボール

・バレーボール女子

・ソフトバレー

・バドミントン

・ソフトテニス

以上の6競技に選手が参加しました。

結果・第3位までに入賞のみ

団体

・軟式野球　第3位

・ソフトボール　第3位

・バレー女子　第3位

個人

・ソフトテニス親善の部

第3位　久保田豊子

・バドミントン

Bブロック

準優勝　西沢　寿浩

第3位　小林　秀雄

Cブロック

準優勝　鎌田　千雪

お疲れ様でした!!

訂正とお詫び

全戸にお配りした「公共施設総合ガイドブック」P15 ①とくら沢ふれあい広場キャンプ場コテージ12棟と印刷されておりました。正しくは2棟です。お詫びして訂正いたします。

ほんじょう

ふるさと野球大会

8月14日、恒例の地区対抗野球大会が本城グラウンドにおいて開催されました。地区の住民やお盆に帰省する親戚や友人が出場し楽しいひと時を過ごしました。さて、今年優勝を勝ち取ったのは田屋の皆さんです。

平成19年度
ふるさと野球大会結果

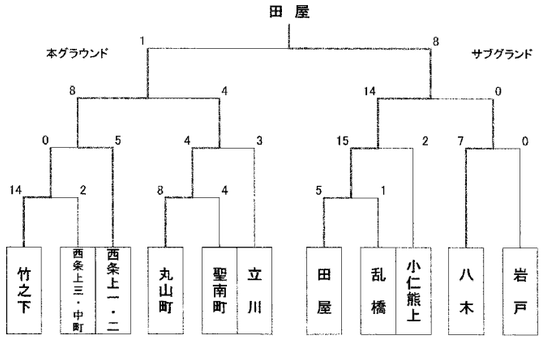

優勝チーム“田屋”

乱橋球技大会

7月22日(日) 第29回乱橋球技大会が、宇洞坂グラウンドゴルフ場で開催されました。昨年からソフトボールとソフトバレーボールがグラウンドゴルフに替わり、今年は13ホールを2ラウンドまわって、6常会が優勝を目指しました。各常会からの参加人数に制限はなく、順位は各常会ごと上位5人の成績で争いました。

ホールインワン賞を獲得した選手も大勢あり、それぞれが賞品と大きな拍手を貰っていました。

誰もが手軽に参加できるとあって、小学生を始め幅広い年代層の皆さんが参加し、和気あいあいとプレイしていました。また家族での参加もあり、勝敗を忘れて楽しんでいました。

優勝に輝いたのは、2度のプレイオフを制した本町常会でした。準優勝は東村常会で、他4常会もそれぞれ健闘しました。

窪田まゆみ

プレイオフの末に

子育て支援センター お楽しみ会

放課後児童の居場所作りとして活動している「ひまわりクラブ」の保護者会主催のお楽しみ会がありました。松本から武道空手の指導者の今津陽一さんを講師に迎えて、実際に武道空手の体験をしました。素手でブロックを割る技も見せてもらい子どもたちは息を呑んで見入っていました。長～いサラダ巻きやかんぴょう巻き作りにも挑戦し、お母さんたちの作ってくれた豚汁と一緒においしくいただきました。スイカ割りや肝試しなども楽しみました。

本城学童野球教室

本城学童野球教室も、今年は1年生から募集をかけたところ、野球を楽しんでやりたいと25名の申し込みがあり、5月から毎週水曜日午後3時半～6時までの活動を開始し、4ヶ月が過ぎました。

今年は1・2年生6名の多数の申し込みがあり、大変な野球教室になりましたが、この子供たちにボールを通じて、仲間との交流と、野球の楽しみを教えていきたいと考えています。3～6年生は野球をわかっていますが、1・2年生はわかりませんので、現在キャッチボールが出来ない子供たちにシーズン終わりには、塁間の半分位キャッチボールが出来るように指導していきたいと考えています。野球を通じて、仲間との交流と、あいさつ、礼儀をしっかりと教えていきます。今後とも皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願いします。特に指導をしてくれる方を募集します。

指導者　升田博之

「むずかしいなー」
「ボールがとれた！」

賑やかな　夏祭り　八木公民館便り

8月13日(月) 毎年恒例となっている地区の夏祭りが、八木公民館広場にて盛大に開催されました。お盆には里帰りの人達で、人口が増え今年も130人程集まりました。屋台では、無料のポテトフライにジュースやお茶。焼きそば・ビールは有料で販売。子供に人気の花火、スイカ割り大会、ボーリングゲーム。極めつけは富クジ。「毎年夏祭りを楽しみに里帰り」とのことでした。

「ビールは冷たくて
うまいぜ！」

「もう少し左・左！」

さかきた

公民館テニス教室

6月5日～7月24日までの毎週火曜日の夜、公民館主催の硬式テニス教室が坂北やすらぎスポーツ広場テニスコートで行われました。

講師に松本市の上田信好先生をお迎えして、村内から集まった29名の参加者がテニスを基本から練習しました。最初は素振りから始まった全6回の教室でしたが、最後には参加者同士で試合が出来るまでに上達し、参加者の中からは「また教室に参加したい」といった声や「良い体力作りになった」といった声も聞かれました。

分館対抗野球大会

8月15日(水)、お盆恒例の第61回坂北地域分館対抗野球大会が坂北やすらぎスポーツ広場野球場で行われました。

残念ながら別所分館・向原分館が棄権となりましたが、分館の誇りをかけた熱戦が展開されました。

昨年と同じく、昭和町分館と中村分館の顔合わせとなった決勝戦は、昭和町分館の圧勝で終わりました。その結果、昭和町分館が5大会連続優勝という栄誉に輝きました。

結果は次のとおりです。

優　勝　昭和町分館
準優勝　中村分館
第三位　竹場分館
同　　刈谷沢分館

聖南中学校 部活動だより

中学校の部活は、バレーボール・バスケットボールとそれぞれ良い成績を残し、野球は中信地区優勝、県大会出場という快挙を成し遂げ、3年生まで一丸となった部活を終えました。そんな中で、5年ぶりに県大会出場が決まった吹奏楽部に大会前日の練習風景を見せて頂き、3年生に感想を聞きました。

「中信大会の日はどんな気持ちでしたか？」

ムチャクチャ緊張した。県大会に行けると思わなかった。

「出場が決まった時は…？」

やったー。信じられない。

「練習で心がけていることは…？」

緊張感を高める工夫・平常心。

「今の気持ちは…？」

中信大会の時よりも緊張していない。

「最後に部長さん、明日に向けて一言お願いします。」

3年間、県大会に行くことを目標にやってきたので本当に嬉しい。明日は頑張ります。

「ありがとうございました。」

2時間近くの総仕上げの練習には、先生の「メチャクチャ！目を開けて！」などの、叱咤激励が飛び交っていました。

顧問の先生のテキパキとした指示に、即対応する生徒達を見ていて、シャッターを切るのもためらい、いつか練習の仲間に入っているような錯覚に捉われました。

県大会では、惜しくも銅賞でしたが、3年生にとって最高の思い出になったことでしょう。

この地に生きる

柳澤一亀

昭和12年　旧坂北村、別所大側に生を受けた。子供達の保育園への通園が困難になった33年、昭和町に居を構えるまでそこで暮らした。山奥の不便さは在ったが、厳しくも深い両親の愛情と豊かな自然の恵みに育まれ、健やかな少年時代を送った。山の山菜、秋の茸と山からの贈り物に感謝しながら育った幼少期の思い出は、今も妻との二人の生活の中に息づき、生活に潤いを与えてくれている。二人で山に遊ぶ楽しみは格別である。

山野を駆け巡った少年期と遠距離通学の甲斐があってか、聖南中学時代（第2期生）には、長距離の選手として、郡陸上大会に出場した。そんなことから、卒業後、当時の青年会から誘われ五ヶ村（旧坂北村・本城村・坂井村・日向村・麻績村）のマラソン大会に選手として出場した。私が走ったのは、滑沢から竹場の「本屋商店」を経て日向小学校までの坂の多い区間であった。嬉しいことに、区間優勝を何回か経験させてもらった。本当に良い思い出となっている。その時培った友人との関係は今でも続いていて、私の宝物になっている。苦楽を共にした友というものは良いものである。

地元の仲間にも恵まれた青年期を経て、松本市の片倉機器工業株式会社に就職した。幼い頃は家業を継ぐのが当たり前に思っていたが、勇気を持ち外に飛び出した。そして、仕事に対する誇りと自分にしか出来ない技術を身に付けるため、人より早く出勤し、かつ遅くまで仕事に取り組んで努力をした。一生懸命身に付けた技術を後輩に伝えることにも労を惜しまなかった。

仕事に対してはいつも真剣であった。仕事を終えてから皆で飲んだあの楽しいお酒の味は、忘れられない物の一つである。

定年後は「やすらぎスポーツ広場」で管理人として働いて10年になる。村の先輩達が築いてくれた立派な施設を守ることと、心を込めてお客様をもてなし、喜んで気持ち良く帰っていただくことを信条に仕事に励んでいる。そのお陰でリピーターが多いことが私の誇りだ。先日、東京のHさんからお礼の手紙を頂いた。「手厚い歓迎をしていただき本当に嬉しく思いました」と綴られていた。これからも体の続く限り、「やすらぎスポーツ広場」に力を尽くしたいと思っている。

最後に、これまで私の陰になり日向になり支えてくれた妻には、口には出さないが心から感謝をしている。これからは、妻を大切にして、妻や子供達が楽しみにしている、毎年恒例の家族旅行を続けながら、健康に留意して暮らしていきたいと思っている。

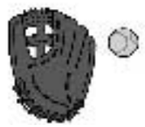

コラム

今年の夏は厳しかったですね。地球的規模で温暖化が進んでいるんだなと肌で感じませんでしたか？　あの焼けつくような日差しに危険さえ感じたのは私だけでしょうか。小2の息子はよく自家中毒を起こすので、今夏はそれが一番気がかりでした。

「のどが渇いた」と言った時にはすでに遅く、水分補給をしてもその数時間後には吐き始め、全部出してしまうので、点滴をして回復するしかないのですが、病院で5・6時間を過ごさねばなりません。

でも今夏ようやく気付きました。運動で普段より多く汗をかいてのどが渇いた時には、スポーツ飲料がベスト。水やお茶では塩分が摂取できません。炭酸飲料は、糖分が高い上にのどの渇きをごまかしてしまうので×。

いくら飲んでも物足りない時は、身体が塩分を欲しがっている可能性が大です。まだ厳しい残暑があるようです。外作業やスポーツ時には水分と塩分摂取を忘れずに。

オバちゃん

さかい

成人おめでとう！

8月15日(水)、坂井地域の新成人の皆さんを対象とした成人式が坂井公民館で盛大に催されました。

この日は13人の新成人が集まり、式典では関森村長など各来賓から新成人へお祝いと激励の言葉が贈られました。新成人の皆さんからは代表して今村菜津子さんが「大人としてこれからはできることが増える一方、行動一つ一つに責任を求められるようになる。苦しく悩んだ時は『ふるさと』を心の支えにして、大人としての責任を全うしていきたい」と決意を述べました。その後の祝賀会では旧友同士、または恩師と近況報告をしながら再会の喜びを新たにしていました。

キッズスポーツキャラバンが開催されました

7月28日(土)、信州縦断キッズスポーツキャラバンが坂井小学校体育館を会場に開催されました。このキッズスポーツキャラバンは小学校低学年の子どもたちを対象に、スポーツの魅力を体感してもらうために簡単で楽しい運動を紹介する教室で、県教育委員会が県内30箇所で開催しています。

坂井小学校体育館を会場に開催された今回は40人の子どもと26人の保護者が参加し、「くまさん歩き」「クモの巣飛び」「かえるとび」「跳び箱遊び」「鉄棒遊び」などの運動遊びや「タグラグビー」を行い楽しく汗を流しました。

いずれの種目も簡単な運動ながら非常に奥が深く、子どもたちは四苦八苦しながらも元気な声を響かせていました。また、保護者も一緒になって参加した「タグラグビー」などの運動では子どもたちより先に保護者の方が先にバテて座り込んでいる姿も見受けられました。

今回の教室できっと子どもたちは運動の楽しさを再認識してくれたと思いますが、実は大人たちの運動不足のほうが深刻？なのかもしれません。

熱闘！坂井盆野球大会

晴天に恵まれた8月15日(水)、今年で7年目を迎える恒例の坂井地域の盆野球大会が坂井グラウンドで開催されました。老いも若きも帰省者も参加ＯＫのこの大会、前半は学童野球教室の子どもたちの紅白戦、後半は安坂対永井に分かれての成人の試合を行い、珍プレー好プレーの連続に集まった人たちから歓声や笑い声が絶え間なくこだましていました。

うるおい学級開催中

坂井公民館では、毎年開催してきた坂井地域の高齢者の方を対象とした「うるおい学級」を今年も全7回の予定で開催しています。

この「うるおい学級」は、高齢者の方が健康で生きがいのある生活を送るための糧としてもらおうと企画し行っています。

6月29日(金)に開催された第1回目は、開講式・オリエンテーションとあわせて、「高齢者の健康づくり」と題して、役場保健福祉課の若林光栄保健師より脳や血圧の健康についての講義を聞いた後、堀田社会教育指導員より健康づくりに役立つ軽運動やウォーキングの指導を受けました。この日は17名の方が参加され、身近な話題である健康について熱心に話を聞き、学んでいました。

7月12日(木)に行われた第2回の講座では、「学校教育から学ぶ」と題し、事前に申し込みをいただいた19名の皆さんで坂井小学校を訪問しました。

小学校では、まず上條校長先生より学校の取り組みや目標についてのお話を聞いた後、子どもたちの授業風景を見学させていただきました。その中には孫の姿を見つけた方もいるようで、それに気づいた子どもの照れくさそうな姿が印象的でした。

また、お昼は学校給食を6年生の子どもたちと一緒に食べさせていただき、参加者の皆さんは子どもたちと会話しながら普段は食べる機会の無い給食の味を堪能したようでした。

午後にはその6年生の授業に参加し、子どもたちが現在調べている坂井地域の昔話や昔の言い伝えについてともに学習をしました。

参加者の皆さんが自分の知っている昔話や言い伝えを教えてあげると子どもたちも真剣に聞き入ったり、ノートにメモをとる様子が見られるなど、子どもたちにとって生きた話が聞ける、よい学習の場になったばかりでなく、参加者の皆さんにとっても地域の子どもと交流を深めるよい機会になったのではないでしょうか。

坂井公民館では12月まで月に1回のペースで「うるおい学級」を開講する予定です。その都度防災無線等でご案内いたしますので是非お誘い合わせのうえご参加下さい。

編集後記

館報第11号をお届けします。

連日の猛暑の中、皆様いかがお過ごしでしょうか。この号が届く頃には、朝夕めっきり涼しくなっていることと思います。

先日、ダムの先の沼地の「古代ハス」を見に行ってきました。濃いピンクの蕾、大きく開いた花、何千年も前の種が生きていて、縁あってこの筑北の地にも花を咲かせていると思うと、言うに言われぬ感動の中で見てきました。まだ回りの沼地は広く、少しずつ広げていくと、ダムに続く名所になるのではないかと思いました。

また、白馬の岩岳スキー場の一面のゆりを見に行きました。スキー産業も不況で、夏場の対策に懸命のようです。大勢の人が来ていました。

山中湖まで、富士山を見に行きました。素晴らしい富士山にあうことができました。ここでも、最近は観光客が盛況だったころの半分にも満たないという話を伺ってきました。

観光ということについて考えさせられた夏でした。　S・H